

新型コロナウイルス感染症、療養公費は「10日間」から「7日間」へ —新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬算定について その30—

新型コロナウイルス感染症により自宅などで療養している患者（高齢者施設入所者除く）について、令和4年9月7日の厚労省事務連絡により、県における有症状者の療養期間がこれまでの「10日目まで」から「7日目まで」に短縮された。これに伴い、療養公費（公費負担者番号：28140606）の適用期間も、症状が現れた日を0日目とし7日目までに変更されることとなった（症状が軽快して24時間経過した場合）。※この内容は、県健康医療局医療危機対策本部室に電話確認したものである

なお厚労省は併せて以下の注意事項を示しているので、ご留意いただきたい。

（発症日から）10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※【新型コロナ患者の「発生届」 (HER-SYS) の取扱いについて】

県は9月中に、発生届を65歳以上の高齢者など重症化リスクのある患者に限定する方針を示している。今後、これまでの運用が変更される可能性があるため、ご留意いただきたい。

	0 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日
有症状	発症日	療養						解除	自主的な 健康増進・感染対策			
無症状	検査を行った日	療養						解除				
		療養		自主的な 健康増進・ 感染対策		解除	自主的な 健康増進・ 感染対策					

療養期間の図(神奈川県HPより)

【新型コロナ臨時取扱い、9/30までの算定期限】

① **新型コロナ疑い患者を外来診療する場合：250点**

② **コロナ陽性患者の電話診療、高リスク患者の場合：147点**

既報の通り、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」における以下の加算が9月30日で廃止となる（9/16現在）。

① **新型コロナ疑い患者を外来診療する場合：250点**

⇒診療行為名称：二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）

② **コロナ陽性患者の電話診療、高リスク患者の場合：147点**

⇒診療行為名称：電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）

※①、②の算定に当たっては、算定にあたっては発熱診療等医療機関である旨を自治体のホームページで公表している等の必要がある。

★重要★ 慢性疾患患者に対する電話再診時の処方等の際に算定する「慢性疾患等の診療」（147点）や、「救急医療管理加算」（外来診療950点等）、コロナ陽性者に対して電話診療時に算定する「二類感染症患者入院診療加算」（250点）などの取扱いは当面継続される。